

奈良県環境アドバイザー制度に関する要綱

第1 目的

この要綱は、県民等の環境の保全及び創造に関する意識の高揚を図るとともに、地域における環境の保全及び創造に関する自発的な活動を促進するため実施する環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）派遣事業に関し必要な事項を定める。

第2 事業内容

知事は、県民等が実施する、環境に関する講演会等の環境の保全及び創造に関する自発的な活動を支援するため、県民等の要請に基づきアドバイザーを講師として派遣する。

第3 アドバイザーの役割

アドバイザーは、地域において講演等を通じ、環境に関する知識等の普及啓発を図るものとする。

第4 経費の負担

知事は、予算の範囲内において、アドバイザー派遣に対する報償費及び旅費を負担する。

第5 庶務

アドバイザーに関する事務は、環境森林部脱炭素・水素社会推進課で行う。

第6 その他

この要綱で定めるものの他、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

奈良県環境アドバイザー制度実施要領

第1 趣 旨

この要領は、奈良県環境アドバイザー制度に関する要綱第8の規定に基づき、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 アドバイザーの要件

奈良県環境アドバイザー制度に関する要綱第3の規定に基づき、環境問題についての有識者及び環境保全活動の実践者等本事業の実施に関し適当と認められる者は、次の(1)～(6)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 環境省の環境カウンセラーに登録されている者
- (2) 学校の教職員等で、環境分野に対する関心が高く、高度な知識を有する者
- (3) 環境に係る研究または行政に3年以上携わった者
- (4) 企業において、環境保全活動に関する実務経験を3年以上有する者
- (5) NPO等の環境保全団体において環境保全活動の3年以上の経験を有する者
- (6) その他、自然環境・地球温暖化などの環境分野等に精通する者で、知事が認めた者

第3 派遣対象となる者

アドバイザーの派遣対象者は、県民あるいは次の各号のいずれかに該当する県内の団体とする。

- (1) 市町村
- (2) 県内に事業所を置く法人
- (3) 学校
- (4) 各種団体
- (5) 自治会、水利組合等の地域の任意団体
- (6) (1)～(5)のいずれかで構成する協議会、実行委員会等

- 2 アドバイザーの派遣は、同一の団体等に対して、同一年度において原則として2回を上限とする。

第4 派遣対象となる講演会等

派遣の対象となる講演会等（以下「講演会等」という。）は、前条の者が主催し、かつ次の各号のいずれかに該当する活動のために派遣するものとする。ただし、政治目的、宗教目的、営利目的、その他本事業の目的にそぐわないものにはアドバイザーを派遣しない。

- (1) 県民又は事業者が環境の保全及び創造に関する自発的な活動として主催する環境に関する講演会、イベントまたは研修会等における講演または講義
- (2) 地域において再生可能エネルギーの導入を検討する事業における指導・助言

- 2 アドバイザーの派遣先は、奈良県内に限るものとする。

第5 派遣手続き

(1) 講演会等の主催者（以下「主催者」という。）は、原則として講演会等の実施の日の30日前までに、奈良県環境アドバイザー派遣申請書（第1号様式）を知事に提出する。

(2) 知事は、派遣申請書を審査し、主催者にその採否を通知する。

第6 変更手続き

(1) 講演会等の主催者（以下「主催者」という。）は、荒天等の理由によりやむを得ず開催日や開催内容を変更する場合、奈良県環境アドバイザー派遣変更申請書（第2号様式）を知事に提出する。

変更にあたっては、アドバイザーとスケジュール等を十分調整すること。

(2) 知事は、派遣変更申請書を審査し、主催者にその採否を通知する。

第7 実施報告

主催者は、講演会等終了後すみやかにその実施結果について、奈良県環境アドバイザー派遣事業実施報告書（第3号様式）を知事に提出する。

第8 経費の負担

報償費は、1回13,000円（3時間を超える場合は26,000円）とし、旅費は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する行政職俸給表（一）による七級の職務にある者の旅費相当額とし、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和25年7月奈良県条例第25号）に基づいて算出する。ただし、日当は支給しない。

附 則

この要領は、平成6年8月1日から施行する。

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。